109 短期入所療養介護費

点検項目	点検事項		点検結果			
療養病床を有する	療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費					
定員超過減算			該当			
	日中常時 1 名以上の介護又は看護職員の配置		未配置			
ユニットケア減算 	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置		未配置			
診療所設備基準減算	療養病床・精神病床の隣接廊下幅1.8m(両側に居室の場合2.7m)以上		満たさない			
107京171以佣金干减弃	その他の廊下幅1.2m(両側に居室の場合1.6m)以上		満たさない			
診療所設備基準減算	食堂を有しない場合		該当			
認知症行動・心理症状緊 急対応加算	利用者に認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に短期入 所療養介護が必要と医師の判断、介護支援専門員、受入事業 所の職員との連携、利用者又は家族の同意を得て短期入所療 養介護を開始		該当			
	加算適用利用者が次を満たす 病院又は診療所に入院中の者、介護保険施設等に入院又は入 所中の者、認知症対応型共同生活介護等を利用中の者が、直 接、短期入所療養介護の利用を開始していない。		該当			
	医師が判断した日又はその次の日に利用開始		該当			
	利用開始日から7日を限度に算定		該当			
	判断した医師が診療録等に症状、判断の内容等を記録		該当			
	介護サービス計画書による記録		該当			

点検項目	点検事項	点検結果	
	居宅で介護をうけることができず、当該日に利用することが 居宅サービス計画されていない	該当	
	居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めている	該当	
	利用理由・期間・対応などの事項を記録	あり	
₩ <i>A k</i> = ₩ 3 = f ☆ 3 +n ☆	緊急利用者の変更前後の居宅サービス計画の保存	あり	
緊急短期入所受入加算	緊急受入後の適切な介護のための介護支援専門員との連携	あり	
	7日を限度に算定(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾 病等やむを得ない事情がある場合は、14日)	該当	
	受入窓口の明確化	あり	
	空床情報の公表	あり	
	「認知症行動・心理症状緊急対応加算」を算定していない	該当	
	若年性認知症利用者ごとの個別担当者	該当	
若年性認知症利用者受入 加算	利用者に応じた適切なサービス提供	実施	
3.751	「認知症行動・心理症状緊急対応加算」を算定していない	該当	
送迎加算	利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態	あり	
	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	該当	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
療養食加算	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	該当	
	療養食の献立の作成	該当	療養食献立表

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症専門ケア加算Ⅰ	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者(日常生活自立度ランクⅢ、IV又はMに該当する者)の割合が2分の1以上	該当	
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術 的指導に係る会議を定期的に実施	該当	
認知症専門ケア加算Ⅱ	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者(日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者)の割合が2分の1以上	該当	
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術 的指導に係る会議を定期的に実施	該当	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を1名以上配置 し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	該当	
	介護職員、看護職員毎の認知症ケアに関する研修計画の作 成、当該計画に従い研修を実施(実施予定も含む)	該当	
特定診療費	指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として実施	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	(一) 次の(1) 又は(2) に該当	該当	
	(1)介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100 分の80以上	該当	
サービス提供体制強化加算(I)	(2)介護職員総数のうち、勤続年数が10以上の介護福祉 士の割合が100分の35以上	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)を算定していな い	該当	
	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の6 0以上	該当	
サービス提供体制強化加 算 (II)	定員、人員基準に適合	該当	
)	サービス提供体制強化加算 (I) 及び (II) を算定していない	該当	
	次の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当	該当	
	(1)介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の 50以上	該当	
サービス提供体制強化加算(皿)	(2)看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が100 分の75以上	該当	
	(3)利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤 続年数7年以上の職員の割合が100分の30以上	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算 (I)及び (Ⅱ)を算定していな い	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	ロあり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	ロ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	ロ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	□ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	ロ なし	
	6 労働保険料の納付	□ 適正に納付	
介護職員処遇改善加算 (I)	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容 について書面を作成し、全ての介護職員に周知	ロあり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知	ロ あり	
	(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の 基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介 護職員に周知	ロ あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	ロ あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	ロあり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	ロ あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	ロ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	ロあり	実績報告書
A	5 前12月間に法令違反し、刑罰罰金以上の刑	ロなし	
介護職員処遇改善加算 (I)	6 労働保険料の納付	口 適正に納付	
(u)	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容 について書面を作成し、全ての介護職員に周知	ロ あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	ロ あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	ロ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	あり	介護職員処遇改善計画書
	2 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出	あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	なし	
介護職員処遇改善加算 (皿)	6 労働保険料の納付	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合		
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を定め、その内容 について書面を作成し、全ての介護職員に周知	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は 研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合 し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額 を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一)経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に 要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円 以上		
	(二) 指定短期入所療養介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く) の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている		
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金 改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃 金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以 外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職 員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		
介護職員等特定処遇改善	(四) 介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回らない		
加算(Ⅰ)	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	該当	
	4 処遇改善の実施の報告	該当	実績報告書
	5 次の(一)又は(二)のいずれかに適合	該当	
	(一)サービス提供体制強化加算(I)又は(II)を届出		
	(二) 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては当該指定介護療養型医療施設が、介護職員等特定処遇改善加算(I) を届け出		
	6 介護職員処遇改善加算 (I) から (Ⅲ) までのいずれか を算定	該当	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	あり	
	8 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
	1 次の(一)、(二)、(三)、(四)のいずれにも適合 し、賃金改善に要する費用の見込額が当該加算の算定見込額 を上回る賃金改善計画の策定、計画に基づく措置の実施	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	(一)経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額8万円以上又は年額440万円以上		
	(二) 指定短期入所療養介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金改善に要する費用の見込額を上回っている		
	(三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く)の賃金 改善に要する費用の見込額の平均が介護職員以外の職員の賃 金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上(介護職員以 外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職 員を除く)の平均賃金額を上回らない場合を除く)		
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)	(四)介護職員以外の職員の見込額が年額440万円を上回 らない		
	2 介護職員等特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	該当	介護職員等特定処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	該当	
	4 処遇改善の実施の報告	該当	実績報告書
	5 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) から (Ⅲ) までのいずれか を算定	該当	
	6 処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び処遇改善に要す る費用の見込額を全ての職員に周知	該当	
	7 処遇改善の内容(賃金改善を除く)等についてインター ネットの利用その他の適切な方法で公表	該当	